

評価結果反映報告書

地方独立行政法人東京都立病院機構の令和 6 年度評価結果における主な反映状況

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 29 条に基づく評価結果の業務運営の改善等への反映状況については、以下のとおりである。

令和 6 年度評価 総評「改善・充実を求める事項」	令和 7 年度の業務運営等への反映状況
「都立病院機構総合診療専門研修プログラム」による総合診療医の育成については、取組途上であることから、急性期病院における総合診療医の位置づけの確立や、さらなる専攻医の育成を通じて、今後の地域医療への貢献を期待する。	令和 6 年 3 月に作成した「東京都立病院機構 総合診療専門研修プログラム」に基づき、都立病院の多様なフィールドを活用して、東京の医療課題を解決に導く総合診療医を育成している。 急性期病院における総合診療医の位置づけを確立していくために、前年度に続いて、令和 7 年度は広尾病院をモデル病院として、救急診療に関するレクチャーやワークショップの実施、音声入力 A I 等 D X ツールを活用した教育の推進、診療看護師（N P）を含む多職種での総合診療の担い手の育成などに取り組んだ。また、総合診療医が外傷センターと救急のファーストタッチを支援し、救急応需率の向上に貢献した。さらに、高齢者ケアの国際認証取得に向けた準備、地域連携室機能の強化など、診療体制の充実も進めている。 専攻医の育成を進める取組としては、東京総合診療アライアンスにおいて、都内の医療機関と連携し、連携施設の拡大を行うとともに、国内外講師による研修や、回診指導を通じ、専攻医等医療従事者の教育の質の向上を図っているが、令和 7 年度は新たに、SNS、ホームページなどを活用し、幅広い年代層に総合診療の魅力を発信した。これにより令和 8 年度の専攻医採用数はアライアンス施設全体で 3 6 人となる予定である。 地域医療への貢献としては、地域の医師のリスクリングを支援するため、（公社）東京都医師会、（一社）東京都病院協会と連携し、「東京総合診療アドバンスプログラム」（修了目安 2 年）を令和 7 年 1 1 月に開講した。第一期生として診療所や中小病院等の医師 3 9 名が受講を開始した。同プログラムは、オンライン学習、集合研修、実地研修、オリジナルのオンデマンド講習からなる。集合研修では、東京の課題をテーマに取り扱う予定であり、オリジナル教育コンテンツの内容の検討を行っているところである。
財務内容の改善を測るため、現在の目標指標に加え、材料費、薬品費、人件費等に関する指標、収益と関係関係にある病床回転率等の指標を検討されたい。病院ごとの積み上げを示すとともに、第三者による評価や、他医療機関との比較・分析等を進めるなど、一層の収支改善に努め	厳しい経営状況を踏まえ、これまでの取組を更に発展させ、経営改善に向けた機構全体の機運を一層高めた。 具体的には、予実管理において、病院ごとの経営特性やコスト構造を精緻に把握するため、給与費比率、材料費比率、経費比率などの指標を集計・分析した。これにより、各病院における費用の構造等を的確に捉え、収益を踏まえた支出管理等の経営改善に繋げている。また、新規・上位施設基準の取得や、患者ニーズを踏まえた個室利用の促進など、適切な収益確保に取り組んだ。 さらに支出削減に向け、診療材料等の共同購入をはじめとしたスケールメリットを活かした取組を本部と病院が協働して実践した。その際、全国の医療施設のデータに基づき調達価格の妥当性を確認する第三者ベンチ

られたい。	マークシステムを活用し、メーカー・卸売業者と価格交渉を行うなど、客観的評価を反映させている。また、他の医療機関との比較等により、輸液ポンプやシリンジポンプの数量の適正化も行っている。 その結果、令和7年度決算においては、前年度比で70億円の医業損益の改善を達成しており、今後とも様々な指標の分析に取り組むとともに、収益・支出両面での取組に繋げていくことで、一層の収支改善を目指していく。
適切な評価を実施するため、数値化できる成果は実績値で評価を行うとともに、数値目標の設定においては、量だけでなく応需率のように受入要請に対する実績を用いることが望ましい。また、年度評価を踏まえ、中期計画の達成に向けたPDCAサイクルを適切に回すことができるよう取り組まれない。	第1期中期目標の達成に向け、中期目標期間を通じて年度計画の指標や目標設定の考え方には連続性を持たせているため、新たに目標設定を行わない場合でも、産後ケア受入件数や島しょ地域からのへり搬送要請に占める都立病院の受入れ割合など、各病院の取組状況を把握できる実績については定量的な把握に努めている。 加えて、令和7年度は年度計画で定めた数値目標等を適切に進行管理することを目的として、病院毎の指標について四半期毎に法人本部に報告している。さらに、進捗の状況について、増減理由や分析報告を行うことで、年度末までに目標達成に向けて点検、対策を行うサイクルを仕組みとして構築した。 令和9年度からの第2期中期計画においては、定量的な数値目標の設定につとめ、年度評価を踏まえた年度計画を策定することはもとより、各年度計画の取組が中期計画に掲げる数値目標の達成につながるよう、PDCAサイクルを回していく。

【参考】地方独立行政法人法

第二十八条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
 - 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
 - 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
- 2 (略)

第二十九条 地方独立行政法人は、前条第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。